

共 済 だ よ り

KYOSAI

Yamaguchi

4

APR
2014
月号



大道理の芝桜(周南市)

平成26年度事業計画及び予算

2

特定健診・特定保健指導について

6

貯金事業のご案内

8

平成26年度保健事業について

10

貸付事業のご案内

11

地共済年金財政の現状について

12

Information

貸付事業制度改正のお知らせ
共済貯金送金スケジュール

14

平成26年度 事業計画及び予算

3月3日第2回組合会で議決

平成26年第2回組合会が3月3日に開催され、平成26年度の事業計画及び予算が決まりましたのでお知らせします。

共済組合の事業は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金で賄われています。平成26年度も組合員数の減少や給与の抑制により収入の伸びは見込めず、混迷が続く経済及び金融情勢のなか、資金運用益の見通しも大変厳しくなっております。

なお、各経理別の事業概要は次のとおりです。

基本項目 予算作成にあたっての基礎数値

区 分	全 体	介護第2号被保険者
組 合 員 数	16,068 人	9,779 人
組合員1人当たりの給料月額	短 期 322,146 円	短 期 374,272 円
	長 期 321,465 円	—
被扶養者数	18,212 人	3,363 人

平成26年度財源率

給料(本俸)

(単位:‰)

経理区分 組合員種別		短期経理						保健経理		長期経理			業務経理	
		掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当 拠出金	事務費 負担金
一般組合員	一般職	60.0	60.0	6.85	6.85	0.25	0.40	2.7	2.7	103.5625 (105.7750)	103.9375 (106.1500)	47.75	－	1人当たり 月額896円
	組合専従	60.0	60.0	6.85	6.85	0.25	0.40	2.7	2.7	103.5625 (105.7750)	103.5625 (105.7750)	47.75	1.5	
	特別職	48.0	48.0	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	－	
	派遣職員	60.0	60.0	6.85	6.85	0.25	0.40	2.7	2.7	103.5625 (105.7750)	103.9375 (106.1500)	47.75	1.5	
市町村長組合員		48.0	48.0	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	－	
長期組合員	一般職	2.70	2.70	－	－	－	0.40	2.7	2.7	103.5625 (105.7750)	103.9375 (106.1500)	47.75	－	
	特別職	2.16	2.16	－	－	－	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	－	
市町村長長期組合員		2.16	2.16	－	－	－	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	－	
特定消防組合員		60.0	60.0	6.85	6.85	0.25	0.40	2.7	2.7	103.5625 (105.7750)	103.9375 (106.1500)	47.75	－	
船員一般組合員		56.77	63.23	6.85	6.85	0.25	0.40	2.7	2.7	103.5625 (105.7750)	103.9375 (106.1500)	47.75	－	
任意継続組合員		120.0	－	13.70	－	－	－	(平均給料月額 319,000円)						

期末手当等(ボーナス)

(単位:‰)

経理区分		短期経理						保健経理		長期経理			業務経理	
組合員種別		掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当 拠出金	
一般組合員	一 般 職	48.0	48.0	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	—	
	組 合 専 従	48.0	48.0	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	82.85 (84.62)	38.2	1.5	
	特 別 職	48.0	48.0	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	—	
	派遣職員	48.0	48.0	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	1.5	
市町村長組合員		48.0	48.0	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	—	
長期組合員	一般職	2.16	2.16	—	—	—	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	—	
	特別職	2.16	2.16	—	—	—	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	—	
市町村長長期組合員		2.16	2.16	—	—	—	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	—	
特定消防組合員		48.0	48.0	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	—	
船員一般組合員		45.42	50.58	5.48	5.48	0.20	0.32	2.16	2.16	82.85 (84.62)	83.15 (84.92)	38.2	—	

※ 長期組合員、市町村長長期組合員は、後期高齢者医療制度の被保険者です。

※ 長期掛金・負担金の()は、9月以降の率です。

：今年度変更となった率です。

◆ 短期経理 ◆ 組合員と被扶養者の医療費等を賄います

短期財源率は据え置き、介護財源率は引き上げ

短期給付財政は、収入において、組合員数の減少に加え、給与の抑制等の影響により、掛金・負担金収入の増加は見込めません。一方、支出において、医療費は組合員数の減少にかかわらずほぼ横ばい傾向にあり、高齢者医療制度に係る支援金等の負担は年々増加しています。

平成26年度短期財源率は、前年度同様の千分の96で運営し、支出の増額に伴い見込まれる当期短期欠損金は、短期積立金を取り崩して補てんします。

医療費抑制対策として、毎年度策定する「短期給付財政安定化計画」を組合員及び被扶養者の皆さんに周知するとともに、「医療費通知」の内容充実を図り、引き続き「ジェネリック差額通知」を行います。

また、平成26年度の介護財源率においては、介護納付金が増額するため、千分の0.56引き上げ、千分の10.96で運営します。財源率の引き上げは、組合員の皆さんの負担増になりますが、今後の短期経理の健全な運営のためご理解いただきますようお願いいたします。

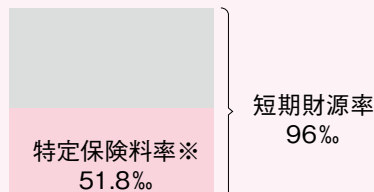
引き続き、疾病の早期発見・早期治療に心がけていただきますようよろしくお願いします。

平成26年度

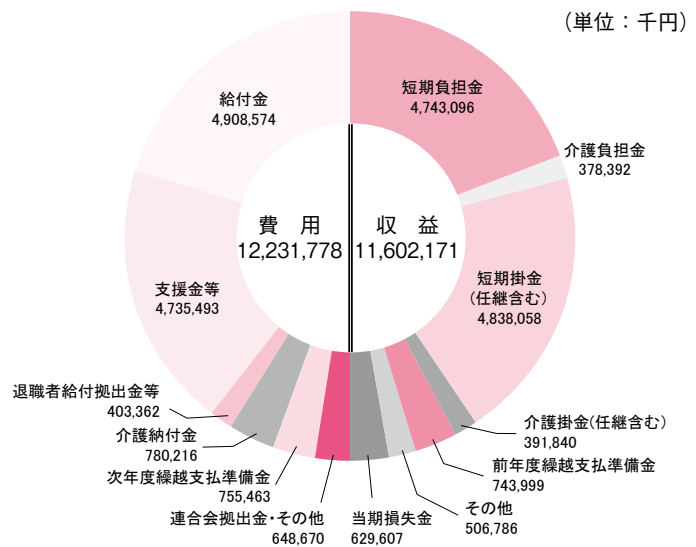
高齢者医療制度に支援する費用です。

前期高齢者納付金	28億8,028万円
後期高齢者支援金	18億5,522万円
退職者給付拠出金	4億330万円
老人保健拠出金	6万円

合 計 51億3,886万円



※高齢者医療に係る費用を総報酬額で除した率です。



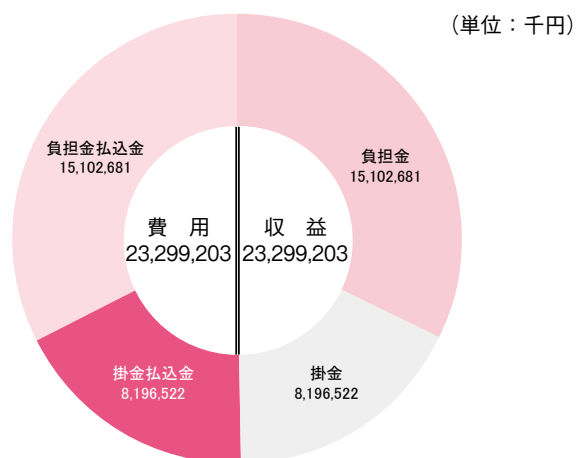
◆ 長期経理 ◆ 長期（年金）給付のための資金です

9月に保険料率の引き上げ

長期給付事業の一元的处理に伴い、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が年金の決定・支払いを行います。このため、この経理は、地方公共団体及び組合員から徴収した負担金・掛金を連合会に全額納付するための経理となります。

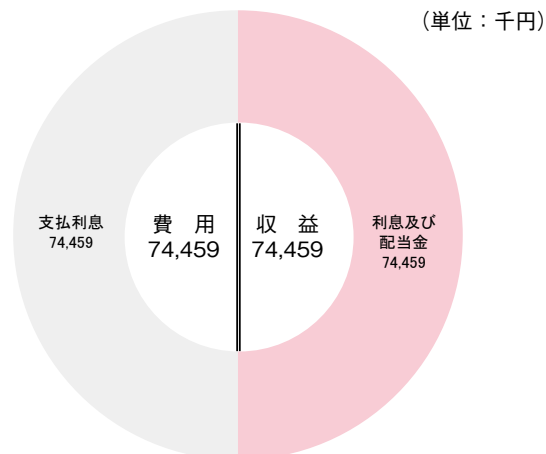
また、平成27年10月に実施される公的年金制度の一元化により、共済年金制度が厚生年金制度に統一されることに伴い、事務処理が円滑に移行できるように連合会を中心として進めてまいります。

これからも、年金制度に対する理解と信頼を高めるため、組合員、年金受給者及び年金待機者に対して積極的に広報活動を行い、相談業務の充実に努めます。



◆ 預託金管理経理 ◆ 長期給付積立金の一部を運用します

長期給付積立金は、全国市町村職員共済組合連合会において運用されていますが、構成組合における他経理への貸付や地方公共団体への縁故地方債の取得資金に必要な資金を預託され、運用管理している経理です。



◆ 業務経理 ◆ 事業運営に必要な諸経費を賄います

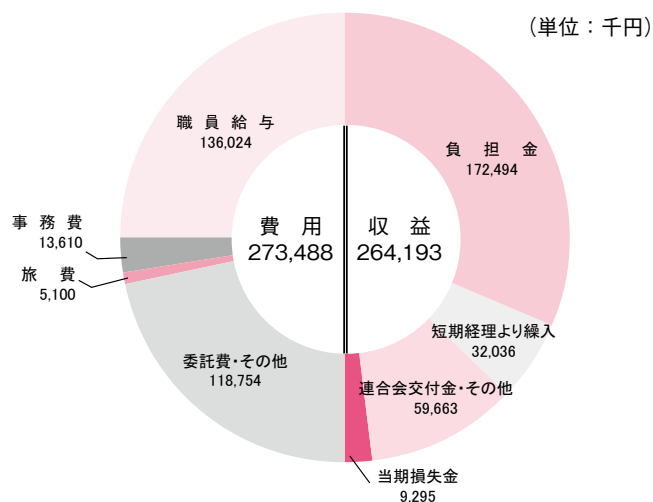
短期経理から事務費を繰入

共済組合を組織する市町等から事務費負担金として納付された負担金で、年金、医療等に関する事業などを行うための事務費や人件費などを賄う経理です。

平成26年度の地方公共団体負担分は、組合員1人当たり年額10,752円となります。

また、短期経理からは、組合員1人当たり年額1,985円を繰り入れます。

地方公共団体が、厳しい財政状況の下、定員の削減や事務経費の削減が図られていることから、共済組合においても引き続き職員数の抑制や事務に要する経費を見直し、より一層の削減に努めて運営してまいります。



◆ 保健経理 ◆ 健康の保持増進を目的に事業を行います

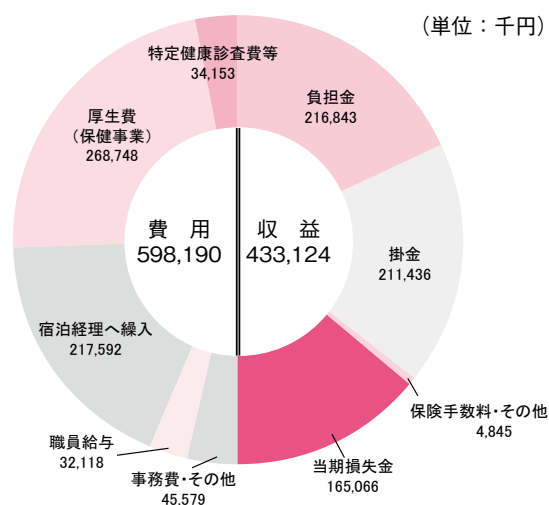
特定健診・特定保健指導に力を入れていきます

保健事業では、組合員及び被扶養者の心と体の健康保持増進に役立てるための保健事業、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

平成26年度も疾病予防対策として健診助成事業に重点を置きながら、精神面のリフレッシュのための各種事業を行います。また、特定健康診査及び特定保健指導については、平成25年度から第2期が開始しており、今後は実施率向上を目指すだけでなく結果等の分析や検証を進めることにより、医療費削減に努めますので、引き続き、皆様のご協力をお願いします。

なお、防長苑に対しては、土地・建物等資産の保持及び管理に要する費用や減価償却費等に加え、改修に充てる費用の繰り入れを予定しています。

(6、7、10ページに関連記事があります。)



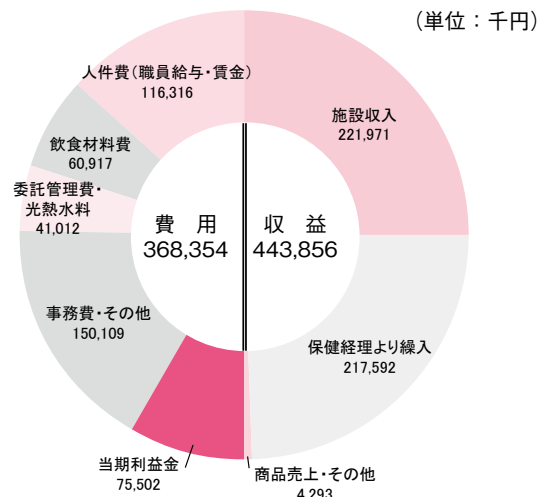
◆ 宿泊経理 ◆ 保養所 防長苑を運営しています

9月に1か月間休館して改修工事を行います

本年4月から組合員の宿泊料金を改定し、和室8畳をシングル利用にも対応することとして洋室シングル料金と同額とします。そして相対的に宿泊料金を引き下げて家族利用の組合員が利用しやすい料金体系とします。また、所属所との連携事業として各市町の食材を使った料理でのコラボ、ライフ山口との連携事業として新たな企画による組合員及び年金受給者への還元プラン、カードキーシステムの導入等組合員のニーズに沿ったものを取り入れ実施していきます。

9月には1か月間休館して運営上必要となる安全面を重視した最小限の改修工事を行います。改修後は開業55周年記念として組合員全員に無料宿泊券の配布を予定しており、多くの組合員に利用していただける施設となるよう努めます。

ぜひ、ご家族で、また、お友達とお誘い合わせのうえお越しください。



◆ 貯金経理 ◆ 財産づくりをお手伝いします

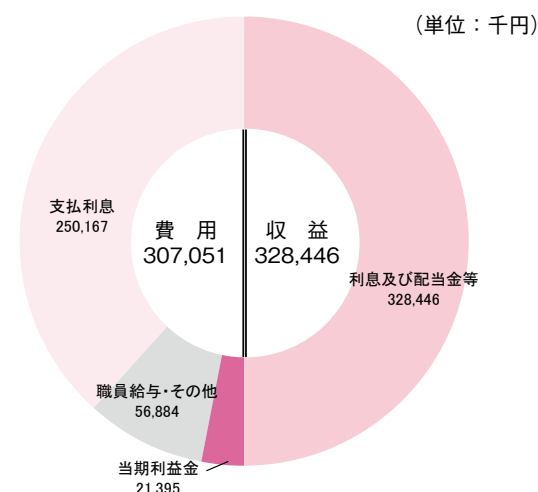
支払利率 年 0.9%

貯金経理は、組合員からお預かりした資金を、安全かつ効率的に債券と預金により運用しています。

債券については国債・地方債・特別の法律による法人の発行する債券・高格付の社債及び外国債による運用を今後も引き続き行ってまいります。また、預金については、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関については選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めます。

低金利時代の今、あなたの資金のもっとも確実な運用先として共済貯金をご利用ください。

(8、9ページに関連記事があります。)



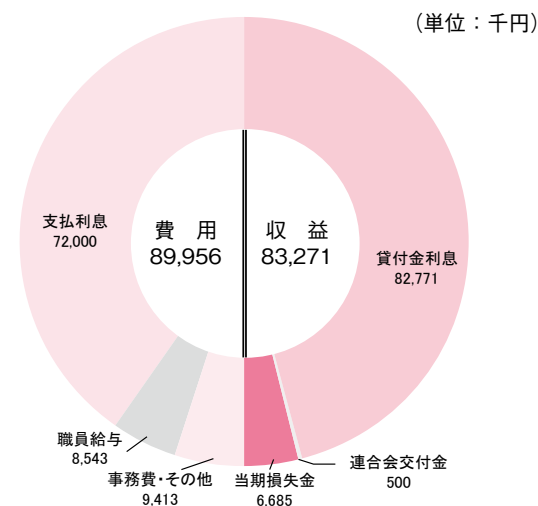
◆ 貸付経理 ◆ 住宅資金や臨時資金をお貸しします

貸付件数は減少しています

貸付利率は、財務大臣が定める財政融資資金利率に連動するものとなっており、当該設定利率の最低利率で下げ止まっています。市中金融機関の貸付利率が低くなっている状況では共済貸付の有利性が乏しく新規貸付申込みの少ない状況が続いています。また、民間金融機関への借換えのための一括繰上償還をする方が多いこともあり、組合員貸付金残高は年々減少しています。このため、貸付金利息収入が減少し、単年度収支は引続き赤字が見込まれます。

このため、平成26年度においても剰余金（欠損金補てん積立金）を取り崩し運営する予定です。

(10、14ページに関連記事があります。)



平成26年度特定健康診査・特定保健指導について

～今年度も特定健康診査・特定保健指導が始まります！～

特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドローム対象者や肥満の方を早期に発見し、該当者に対して生活改善等を見直す行動へ移すための指導を行うことで、将来の生活習慣病者を減らすことを目標に制定されました。

今回は改めてこの制度の内容について説明をします。

●対 象 者…組合員・被扶養者で、当年度到達年齢が40歳以上75歳未満の方が対象です。

●特定健康診査…事業主健診や人間ドックなどにより下記検査項目を含む健診を受けていただきます。

特定健康診査の検査項目

基本項目 (必須項目)	身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
	血圧計測	血圧
	生化学検査	中性脂肪、HDL・LDLコレステロール AST、ALT、γ-GT
	血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c
	尿検査	尿糖、尿蛋白
	医師の判断	医師の判断
	質問票	服薬、喫煙、既往歴、自覚症状等
詳細項目	血液学検査	ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数
	生理学検査	心電図、眼底検査

《特定健康診査の受診方法について》

次のとおり、組合員と被扶養者では、受診方法に違いがあります。

◎組 合 員…人間ドックまたは事業主健診を利用してください。

◎被扶養者…下記のいずれかにより受診してください。

①平成26年度人間ドックを受診する。

平成26年度人間ドックを共済組合へ申し込まれた方は、その受診が特定健康診査となります。

②特定健康診査受診券を利用する。

人間ドックの申し込みをされていない被扶養者には、特定健康診査受診券を交付しますので、お近くの契約健診機関で受診してください。

③パートなどの勤務先等またはご自身で健康診断を受診する。

健診結果を共済組合に提出してください。

- 特定保健指導**… 特定健康診査の結果が、下記の基準に該当となる方が対象となります。
 なお、生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症のいずれか）について、すでに服薬中である場合は対象から除外されます。
 対象となられた方には、保健師等の指示のもと、約6か月間の食生活等の改善に取り組んでいただきます。

特定保健指導の対象基準（注1）

腹囲基準値 ○男性85cm以上 ○女性90cm以上	追加リスク（注2）		対 象	
	①血 糖 ②脂 質 ③血 圧	④喫煙歴 最近1 か月間に喫煙	40～64歳	65～74歳
腹囲が基準値以上の人	2つ以上該当	－	積極的支援	
	1つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
	該当しない	－	情報提供	
上記以外でBMI25以上 BMI=体重(kg)÷(身長(m)) ²	3つ該当	－	積極的支援	
	2つ該当	あり		
		なし	動機付け支援	
	1つ該当	－		
該当しない	－	情報提供		
腹囲もBMIも正常	－	－		

（注1）メタボリックシンドロームの基準とは異なります。

特定保健指導の対象者の選定は、健診データを用いて共済組合のシステムで行っています。

（注2）追加リスクとなる基準値は次のとおりです。なお、糖尿病、高脂血症または高血圧で、すでに医師の指示により薬物治療を受けている場合は、特定保健指導の対象となりません。

- ①血糖 空腹時血糖値100mg/dl以上またはHbA1c（NGSP値）5.6%以上のいずれかまたは両方
- ②脂質 中性脂肪150mg/dl以上 HDLコレステロール値40mg/dl未満のいずれかまたは両方
- ③血圧 最高（収縮期）血圧130mmHg以上 最低（拡張期）血圧85mmHg以上のいずれかまたは両方

《特定保健指導のご案内について》

対象者となられた方へ、共済組合から「職場での指導実施のご案内」、または、「利用券の交付」を行います。それぞれの案内にもとづき、指導を受けてください。

また、下記健診機関にて人間ドックを受診された方で、特定保健指導の対象となられた方については、人間ドック実施日に指導を受けることができます。

人間ドック受診日に指導を受けられる健診機関（18健診機関）

阿知須共立病院、アルパーク健診クリニック、宇部興産株式会社中央病院、佐々木外科病院、山陽小野田市民病院、下関医療センター（旧下関厚生病院）、下関医師会病院、周東総合病院、新南陽市民病院、徳山医師会病院、徳山中央病院、長門総合病院、光中央病院V I V O（事前希望者のみ）、下松中央病院、美祢市立病院、山口赤十字病院、山口総合健診センター、山口労災病院

お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎083-925-6142

貯金事業のご案内

1.事業の目的としくみ

貯金事業は、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として実施しています。組合員の皆さんからお預かりしたお金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

2.対象者

山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

3.貯金利率および運用状況

◆貯金利率

年0.9%（税引後0.717165%）の半年複利（平成26年4月1日現在）。利率は金融情勢等により変動することがあります。

付利単位は100円で、毎年3月末および9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

◇ 年利を市中金利と比較してみると…		◇100万円を1年間預けた利息は？
共済積立貯金	0.9%（半年複利） （税引後 0.717165%）	7,183円（税引後）
	A銀行の1年定期 0.03%（単利）	239円（税引後）
	A銀行の普通預金 0.02%（単利）	159円（税引後）

※利息計算は概算であり、預入日等により計算が異なる場合があります。

◆共済積立貯金の運用

共済貯金は金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりません。債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入することはしておりません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めております。

これらの運用状況は、共済だより3月号および9月号で報告します。

4.共済積立貯金の各種手続き

～手続きは所属所の事務担当課で!!～

貯金の手続き（加入・払戻し・積立等）に必要な書類はすべて所属所の共済事務担当課に備え付けてあります。

また、以下に示した各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。

所属所事務担当課での締切りは、所属所担当課にご確認ください。

本号に「積立貯金加入・変更・解約申込書」を差し込んでいますので、加入・積立額の変更等にご利用ください

◆加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書」を所属所担当課を通じて提出し、加入申込みをしてください。

毎月10日共済組合着で、翌月の給料から積立開始となります。

加入申込み後に任意の金額を振込むことで随時積立も可能です（積立の種類参照）。

*積立の種類

- ・毎月の給料からの積立（定時積立）…給料から天引きで、希望額（千円単位）を積立
- ・ボーナスからの積立（臨時積立）…期末・勤勉手当から天引きで、希望額（千円単位）を積立
- ・希望時に任意額を積立（随時積立）…山口銀行の窓口で、専用の振込用紙（所属所担当課に備付）を使用し、任意額（万円単位）を振込んで積立（振込手数料は不要）

◆積立額の変更(年2回、募集期間にのみ受付)

- ・ 6月積立分からの変更…4月10日～ 5月10日の間受付
- ・ 11月積立分からの変更…9月10日～10月10日の間受付

◆給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用。積立再開のときは、中断前と同額での再開となります。

◆払戻し(毎月2回送金、詳細なスケジュールは毎号の共済だよりに掲載)

- ・ 15日送金(前月25日受付)
- ・ 末日送金(当月10日受付)

◆解約(月1回送金)…月末送金(当月10日受付)

◆残高等のお知らせ(年2回・決算期)

3月末および9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月および10月に所属所経由で配布します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

平成26年1月末現在、
全組合員の約4割にあたる
6,700の方が共済貯金を
利用しています

5. 個人情報の利用

貯金業務で取扱う主な個人情報の利用目的は次のとおりです。

<当組合内部におけるもの>	<他の個人情報取扱業者等への情報提供を伴うもの>
・ 貯金の受入、払出 ・ 残高管理および貯金台帳等各種帳票の作成	・ 貯金の受入、払出等に伴う所属所および給与等支給機関への情報提供 ・ 非課税制度のために必要な情報の税務署への提供 ・ 貯金の払出、送金のために必要な情報の送金委託機関への提供 ・ 貯金事業に必要な情報の所属所への提供

春の加入キャンペーン実施中

期間中に共済積立貯金に新規加入された方には、以下の特典があります。

- ・ 平成26年度新規採用組合員の方 図書カード1,000円分
- ・ それ以外の新規加入の方 図書カード500円分

この機会にぜひ共済貯金にご加入ください!!!

■加入キャンペーン対象となる条件は次の2点です

- ・ 平成26年7月10日(木)までに共済組合に新規加入申込書が到着していること
- ・ 平成26年8月1日時点で引き続き加入していること

■注意点等

- ・ すでに加入のみしている方が積立額変更で積立を開始した場合は対象となりません。
- ・ 募集期間中に加入退脱を繰り返された場合でも特典は一回のみとなります。
- ・ 特典は平成26年8月中旬頃、ご自宅に直接送付します。

積立額変更のご案内

5月9日(金)共済組合必着 → 6月積立分から変更

- ・ 現在「随時積立」のみで加入中の方が、「定時積立」および「臨時積立」の利用を開始する場合は積立額変更の取り扱いとなりますので、この機会をご利用ください。
- ・ 次回の積立額変更受付期間は9月10日～10月10日で、11月積立分からの変更となります。

お問い合わせ先 福祉課福祉係 ☎083-925-6551

平成26年度の保健事業について

組合員と被扶養者のみなさんの心と身体の健康のために、人間ドックや各種健診助成、健康相談、健康セミナー、施設利用助成などを実施します。

事業の内容や今年度の利用券などは、共済健康クリアファイルで配布します。

1年間お手元に置いて、しっかりご活用ください。

◆請求用紙は、共済組合のホームページでダウンロードできます。

宿泊利用助成券

防長苑・・・3,000円〔白色〕〔桃色〕
その他契約施設・・・2,000円〔黄色〕

保健文化施設利用助成券

契約施設・・・1利用500円以内〔水色〕

とは・・・

利用助成券を各所属所の共済組合事務担当課で発行してもらい、利用施設に持参し提出すると、助成額を差し引いてのお支払いとなるものです。

利用上の注意！

- ◆ 助成対象者は、共済組合員とその被扶養者です。長期組合員を含み、任意継続組合員は含みません。
- ◆ 「宿泊利用助成券」は、宿泊料に対する助成ですので、宿泊料が発生しない乳幼児等は助成対象となりません。
- ◆ 「宿泊利用助成券」は、宿泊旅費の支給がある出張では利用しないでください。
- ◆ 助成券を利用するときは、利用施設で助成対象者全員の組合員証や被扶養者証（保険証）の提示を求められます。忘れた場合は、助成対象となりません。

病気の悩み、育児や介護の不安、薬の疑問、医療・福祉機関の情報など・・・
健康について、困ったとき、知りたいときは、まず電話してください。

電話健康相談



フリーダイヤル



0120-876-898

年中無休・24時間いつでも相談できます。
相談料・通話料（携帯も）とも無料です。

プライバシー
厳守！



Eメールでの相談 もできます。

山口県市町村職員共済組合のホームページのトップページ『共済健康相談室』のバナーをクリックしていただき、ID **876898** でログインしてご利用ください。

ライフプランのシミュレーションができます。

ライフプランステーション



山口県市町村職員共済組合のホームページのトップページ『ライフプランステーション』のバナーをクリックしてください。

ID	yamaguchi
パスワード	kyosai

貸付事業のご案内

共済組合では、組合員の皆さんの臨時的支出に対する貸付けをしています。

詳細および手続き等は、所属所事務担当課または共済組合福祉課お気軽にご相談ください。

(平成26年4月1日現在)

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付		◇組合員の生活必需品の購入や組合員が居住する住宅等の小規模な修理に要する費用など 例)「通勤車両の購入」や「トイレの修理」など	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	2.66
住宅貸付		◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理等に要する費用 例)「住宅の新築」や「住宅のリフォーム」など	組合員期間が1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1800万円)	
災害貸付	家財	◇組合員が居住する住宅・住宅の敷地・家財が水震火災その他の非常災害及び盗難による被害を受けたときの修繕等に要する費用	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	2.22
	住宅			組合員期間により異なる (最高1800万円)	
	再貸付	◇現に住宅・災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地が非常災害による損害を受けたときの修繕等に要する費用		組合員期間により異なる (最高1900万円)	
在宅介護対応住宅貸付		◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理等をする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	住宅又は災害貸付に準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が限度額を超えるとき、超える額のうち介護対応工事費用を対象とする)	2.40
特別貸付	医療	◇組合員、被扶養者の療養に要する費用	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	2.66
	入学	◇組合員、被扶養者、組合員の子の大学等への入学に要する費用 例)「入学金」や「初年度の授業料」など		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学	◇組合員、被扶養者、組合員の子の大学等での修学に要する費用 例)「授業料」や「家賃」		1月10万円を単年度毎 (修業年限により1～6年) (最高720万円)	
	結婚	◇組合員、被扶養者、組合員の子・孫・兄弟姉妹の婚姻に要する費用 例)「結婚式や披露宴の費用」など		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭	◇組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹、配偶者の父母の葬祭に要する費用			
高額医療貸付		◇組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付		◇組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※ローンの借り換えなどは貸付けの対象となりません。

※貸付利率は変動性です。

※共済組合を含む金融機関等への返済額が月収や年収の30%を超える場合は、貸付けができないことがあります。

お問い合わせ先 福祉課福祉係 ☎083-925-6551

地共済年金財政の現状について

—地方公務員共済組合連合会からのお知らせ—

○はじめに

本年は地方公務員共済年金の「財政再計算」を行う年となっています。

そこで、「財政再計算」についてご理解を深めていただくために、今回は、共済年金の財政の現状について説明します。

《財政再計算とは…》

共済年金制度の運営は、組合員が納める掛金や地方公共団体等からの負担金、利息及び配当金などの収入と年金給付額、基礎年金拠出金などの支出とが長期的に均衡し、安定していなければなりません。

収入と支出は、公務員共済の過去の実績値などに基づいて将来の予測額を推計しますが、将来にわたって収支の均衡が図れるよう、5年ごとに算定基礎を見直し、保険料率（掛金率と負担金率の合計）を計算し直すことを「財政再計算」といいます。

この作業は、地方公務員共済組合連合会において行います。

なお、一昨年に公布された『被用者年金一元化法』により、平成27年10月からは組合員も厚生年金に加入することとなり、保険料率も経過措置を設けて厚生年金の保険料に統一されることになります。

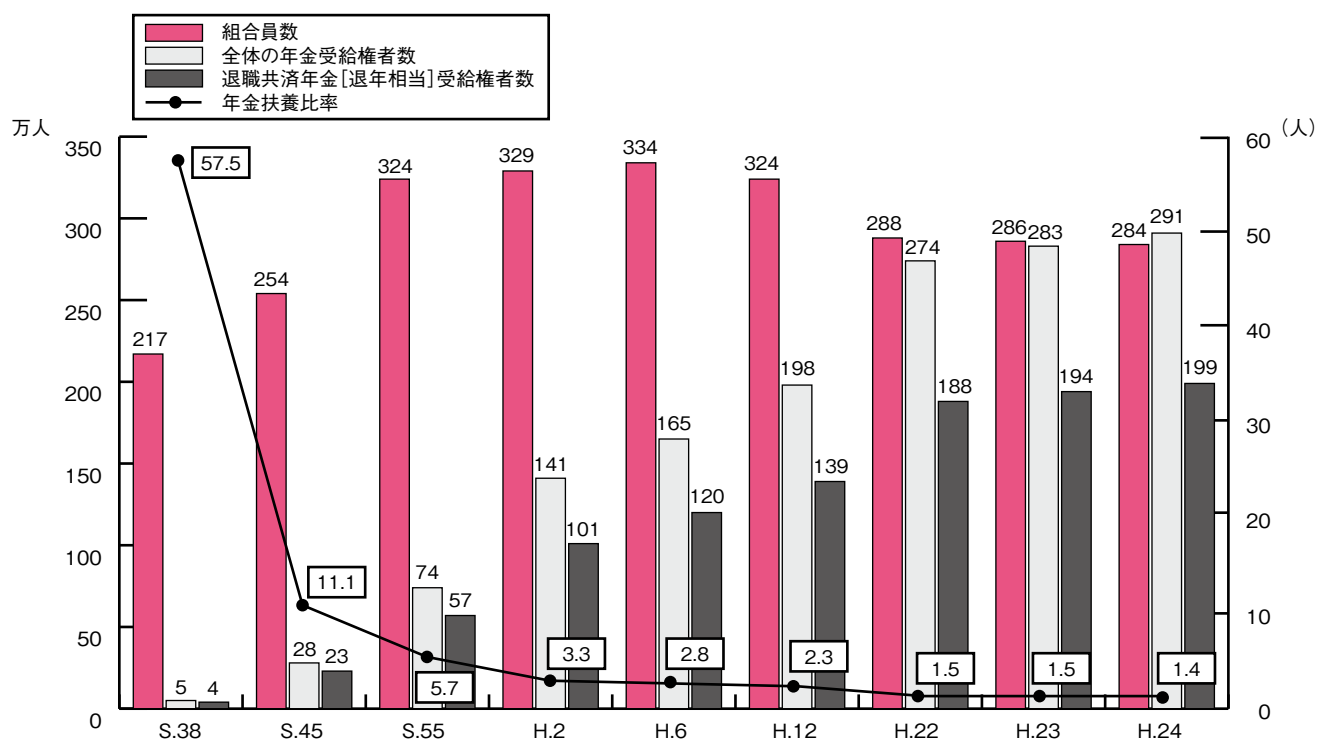
今回の財政再計算では、収支見通しを作成した上で、組合員が厚生年金に加入するまでの間の保険料率を算定することになります。

○組合員1.4人で退年相当受給権者1人を支えています

組合員数は、昭和40年代から昭和50年代の前半にかけて大幅に増加し、平成6年度で334万人のピークに達した後、減少に転じ、平成24年度末では284万人となっています。

一方、年金受給権者のうち、退職年金、減額退職年金及び組合員期間25年以上（経過的に20年～24年も含む）の退職共済年金（以下「退職共済年金〔退年相当〕」という。）の受給権者は、制度発足以来、年々増加し、平成24年度末では199万人まで増加しています。

この結果、年金扶養比率（退職共済年金〔退年相当〕受給権者1人を組合員何人で支えているかという指標）についてみると、組合員数がピークに達した平成6年度には2.8人、平成24年度には組合員1.4人で退職共済年金〔退年相当〕受給権者1人を支えている状態となっています。

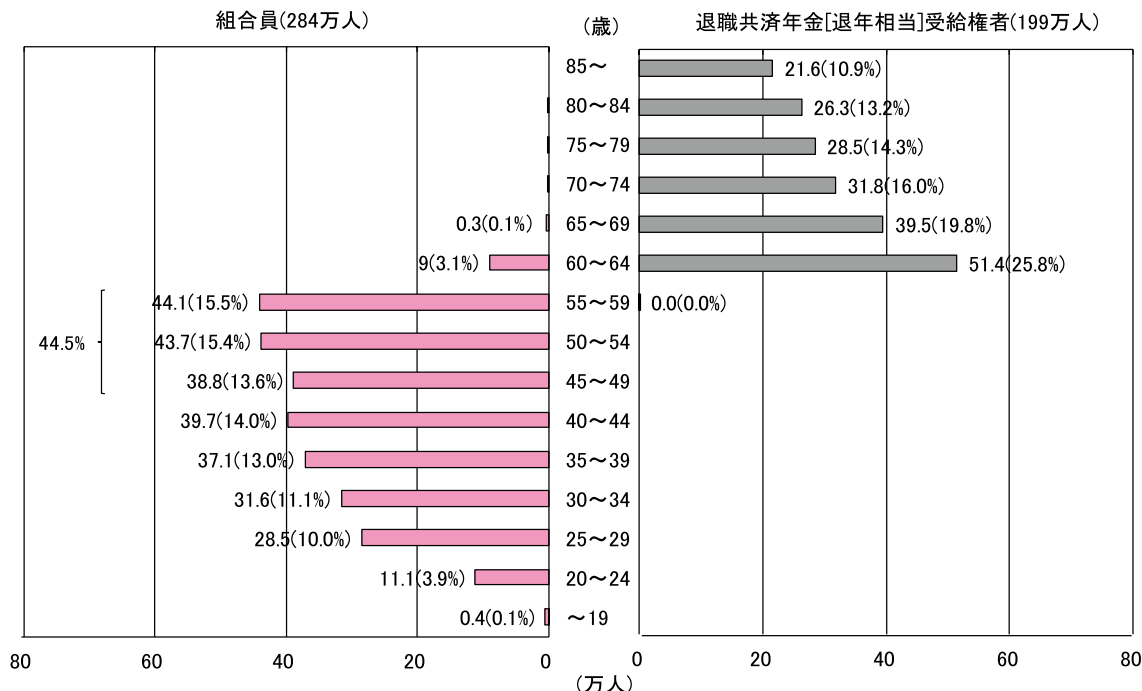


○組合員のうち45%が45歳以上の者となっています

平成24年度末における組合員の年齢階級（カッコ書きは構成割合）のうち、最も構成割合が高いのは55歳～59歳の15.5%、次いで50歳～54歳の15.4%であり、若い年齢ほど組合員数は少なくなっています。

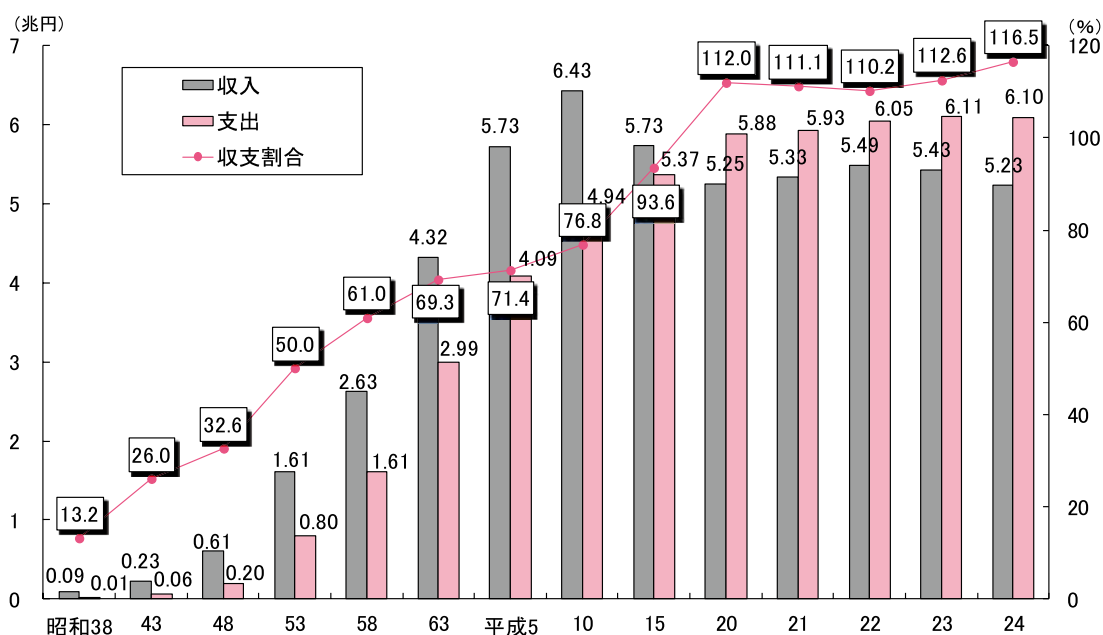
一方、退職共済年金〔退年相当〕受給権者の年齢階級のうち、最も構成割合が高いのは、60歳～64歳の25.8%、次いで65歳～69歳の19.8%です。また2つの階級を合わせると、構成割合は全体の45.6%を占めています。

組合員のうち約45%を占める45歳以上の者が、今後15年間にわたり順次退職することが見込まれるため、退職共済年金〔退年相当〕受給権者については、今後しばらくは増加していくことが見込まれます。



○保険料のほか積立金の一部を取り崩して給付を賄っています

収入に対する支出の割合を示す収支割合では、平成20年度を境に100%を上回っています。すなわち、平成19年度までは、収入が支出を上回り、その剰余を後年の給付のために積立金として積み立ててきましたが、平成20年度からは支出が収入を上回り、積立金の一部を取り崩して給付を賄っています。



○おわりに

以上のとおり、組合員の減少、年金受給権者の増加により、収入に対する支出の割合は毎年増加し、積立金の減少額も次第に増加してきています。今後も組合員の減少と年金受給権者の増加については、注視しつつ、将来にわたって収支の均衡が図れるよう努めてまいります。



貸付事業制度改革のお知らせ

この度、貸付基準の見直しを行い、下記について制度改革しましたのでお知らせします。

◎ 抵当権設定の廃止

抵当権設定については、これまで400万円を超える住宅貸付・災害貸付に対して設定していましたが、平成26年4月1日以降は、設定不要となります。

併せて、これまで抵当権設定していた貸付けについても、設定不要となりますので、解除の手続きが必要となります。

抵当権の解除については、所属所担当者を通じて該当者に別途お知らせいたします。

◎ 一部負担金の廃止

一部負担金は、抵当権の設定を要する借受人と設定を要さない借受人の負担の公平性を保つという観点で始まった制度であるため、抵当権設定の廃止と合わせて廃止となります。

したがって、貸付利率に一部負担金率が上乗せされている貸付けの利率が下がります。

平成26年3月まで 貸付利率2.66 + 一部負担金率0.06 = 2.72%



平成26年4月以降 貸付利率2.66%

※高額医療貸付、出産貸付及び平成18年3月以前に決定した全ての貸付けには一部負担金は加算されていませんので変更ありません。

お問い合わせ先 福祉課福祉係 ☎ 083-925-6551

平成26年4月1日から事務局組織の改正を行いましたので、お知らせします。

課	係	担 当 事 務
総務課	庶務係	庶務
	企画係	掛金・負担金調定、広報
	経理係	経理、資金運用
保険課	資格係	資格得喪、被扶養者認定、任意継続
	医療係	短期給付
	健康推進係	特定健診等、保健事業（医療費増高対策・疾病予防対策・保養等事業）
年金課	年金係	年金算定、年金事務、年金者連盟
	調査係	年金調査
福祉課	福祉係	貯金事業、貸付事業、その他福祉事業（団体保険等）
	施設係	施設に係る事務、施設と各所属所との調整

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	4月10日(木)	4月30日(水)
	4月25日(金)	5月15日(木)
	5月9日(金)	5月30日(金)
	5月23日(金)	6月13日(金)
解約	4月10日(木)	4月30日(水)
	5月9日(金)	5月30日(金)

共済組合の行事(4月)

- 事務担当者会議
4月10日(木)防長苑
- 共済事業説明会(新規採用者向け)
※希望所属所

防長苑のイベント(4月)

- 歓送迎会プラン
～4月25日(金)

被扶養者の資格に異動はありませんか？

4月は進学・就職などのシーズンです。

被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったときは、共済組合の被扶養者の資格を喪失しますので、所属所の共済組合事務担当課を経由して、速やかに共済組合に扶養認定取消の届出をしてください。

また、事業所得等における収入は、扶養認定上認められた経費（所得税法上の経費とは異なります。）の実額を控除した金額が収入金額となります。平成25年分の確定申告書で、扶養認定上の経費を控除した額が扶養認定の基準内であるか必ず確認してください。

被扶養者資格の取消要件に該当しているにもかかわらず、共済組合への届出が遅れた場合で、その間に医療機関等で受診されていたときは、医療費のうち窓口負担分を除いた共済組合負担分を組合員ご本人に請求することになりますので、留意してください。

所属所異動等で組合員証等の「記号・番号」が変わられた方は、医療機関等で受診される際に、必ず組合員証等を窓口に掲示し「記号・番号」が変わられた旨を申し出てください。

●被扶養者の認定を取り消す主な事例

- ① 被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったとき
- ② 被扶養者が恒常的な所得を得たとき
 - ・60歳未満の者（障害年金の受給者を除く。）及び60歳以上で公的年金を受給していない者の恒常的な所得が年間130万円以上あるとき
 - ・障害を事由とする公的年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の恒常的な所得が年間180万円以上あるとき
- ※収入要件には月額・日額の基準もありますのでご注意ください。
- ③ 組合員と被扶養者に生計維持関係がなくなったとき
- ④ 同居が要件の被扶養者が別居したとき

上記の事例以外にも扶養認定を取り消す場合があります。

疑問やご不明な点については、所属所の共済組合事務担当課または共済組合保険課資格係へお問合せください。

お問い合わせ先 保険課資格係 ☎083-925-6142

編集後記

平成26年度がスタートしました。新規採用や異動により、これまでと少し違った環境で新しい年度を迎えられた方も多いのでは？
共済だよりも、次号（5・6月号）、少しリニューアルする予定です。より見やすく、より分かりやすい記事を目指して、これからも色々な情報をお伝えしていきますので、よろしくお願いします。（M・H）

皆さん、共済貯金してますか？
私はしてます！へそくりです！
冗談はさておき、市中銀行の利率と比べても断然お得です。今ならキャンペーンで新規加入の方にプレゼントがあります。詳しくは9ページをご覧ください。（Y・O）

組合の現況

平成26年3月6日現在

		
組合員/男	組合員/女	組合員/合計
10,749人	5,405人	16,154人
		
任意継続組合員	被扶養者/男	被扶養者/女
289人	6,935人	11,528人
		
	被扶養者/合計	
	18,463人	

生ビールまつり

毎年恒例!! 防長苑のバイキング

2014

今年いちばん暑気払い!!

組合員様限定
先行予約受付開始!!
 先行予約期間: 4月1日～4月11日

先行予約で
 防長苑商品券が
 当たる!!

先行予約期間ご予約者の中から抽選で 10名様に
 防長苑商品券 5000円分をプレゼント!!
 当選者の抽選は 4月下旬を予定しております。
 発表は当選者への直接のご連絡 (送付) とさせていただきます。

2014年 6月13日(金)～8月7日(木)

バイキング&飲み放題

和洋中50種類以上のバイキングと、ビールは今年も
 キリン一番搾り(生)!! スタウト(黒生)や、
 キリン一番搾り(生) フローズンもご用意しております。

泊まっておトク!! 宿泊特典

日～木 500円、金土祝前日 2000円
 ※利用助成券使用後の金額です。

もう1度来たくなる!! リピ割

6月13日～6月30日ご利用のお客様全員に
 2014生ビールまつり平日限定 500円割引券プレゼント

夏休みは家族で!! ガク割

7月19日～8月7日ご利用のグループ内
 おとな 1人につき小中高生 1人 500円割引

6月 15 22 29 7月 6 13
 定休日

18:00～20:45
 (オーダーストップ 20:30)

料 金

おとな **4000円**
 中高生 2000円 小学生 1500円
 幼児 500円
 (2歳以下無料)

土曜・日曜・祝日の
 れすとらん旬花は

ランチバイキング
 選べるメインディッシュ

休日のランチに
 毎月変わる和・洋それぞれの肉と魚から
 選べるメインディッシュと色とりどりの
 バイキングはいかがですか?

<受付時間>

11:00～14:00 (90分時間制)

■ バイキング&メインディッシュ ■

大人 (中学生以上) **1500円**

65歳以上 **1300円**

—— バイキングのみ ——

小学生 **750円**

幼児 (3歳以上) **330円**

4月の選べるメインディッシュ



豚塩こうじ焼き



聖護院大根桜えびあんかけ



ポークブレゼ ビガロードソース



エビス鯛の香草焼き
 トマトクリームソース

温泉入浴のみのご利用も承っております (組合員限定)

日帰り入浴 **300円**

受付時間: 11:30～21:00

フロントにて受付簿にご記入ください。
 ※組合員証のご提示をお願いします。

フェイスタオル 100円で貸出を行っております。

小学生の入浴料は 150円です。
 ※幼児のお子様は無料です。

土曜・祝前日は男性・女性が入替わります
大浴場



待合・休憩にご利用ください
湯上り処



やまぐち湯田温泉

防長苑

ご予約・お問い合わせ

083-922-3555

www.bochoen.jp 山口市熊野町4-29

facebook 「やまぐち湯田温泉防長苑」
<http://www.facebook.com/bochoen>

twitter 「料理長のつぶやき」
<http://www.twitter.com/Bochoen>